

平成24年行政事業レビューシート

(国土交通省)

<b>事業名</b>	環境・防災体制の整備に関する経費（東日本大震災関連）		<b>担当部局</b>	海上保安庁警備救難部		<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23～		<b>担当課室</b>	環境防災課		課長 七尾 英弘	
<b>会計区分</b>	一般会計、東日本復興特別会計		<b>施策名</b>	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第11号		<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により被災した油回収装置等の防災資器材の復旧による救援活動や救急・救出救助活動といった災害対応業務をはじめとする業務執行体制の確保を図るものである。						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算			0	7	-
		繰越し等			143	0	
		計			0	0	
	執行額			143	7	-	
	執行率(%)			100.0%			
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	海上保安業務は、巡視船舶・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、海上防災や海洋汚染防止といった業務は数値化が困難であり、定量的な評価はしていない。		成果実績	-	-	-	-
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	防除措置を行った油流出事故件数		活動実績(当初見込み)	件	186	174	117
<b>単位当たりコスト</b>	平成23年度第3次補正予算において整備した主な資器材の価格は右のとおり		算出根拠	項目	単位	価格	
				オイルフェンス	300m	約3百万円	
				高粘度油回収装置	1式	約1百万円	
				可搬式油回収装置	1式	約6百万円	
平成24・25年度予算内	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	職員旅費	1	-				
	装備費	6	-				
	庁費	0	-				

訳	計	7	-
---	---	---	---

**事業所管部局による点検**

	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、救援活動や救急・救出救助活動といった災害対応業務を行うもので、広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	随意契約を行っているものについては、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。 また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	

**点検結果**

油回収装置等の防災資器材の復旧及び原子力安全対策資器材の整備により、被災地等での活動を確実に継続することができる。調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札によることとしたが、引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。

**予算監視・効率化チームの所見**

<b>廃止</b>	油回収装置等の防災資器材の復旧及び放射線防護服資器材の整備が、平成24年度で完了することから廃止とする。
-----------	--

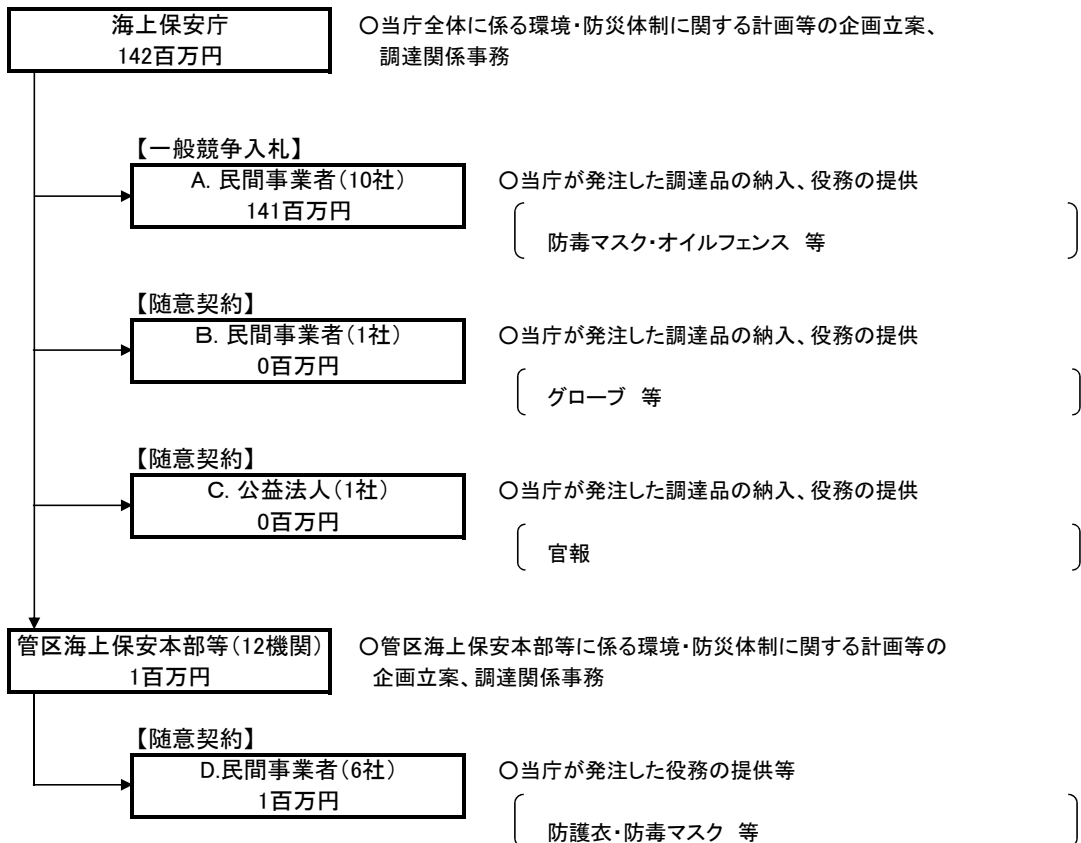
**上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)**

<b>廃止</b>	上記所見のとおり、廃止とした。
-----------	-----------------

**補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)**

--	--

※平成23年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

(参考)

「会計法」

第二十九条の三

契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

五

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条

会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七

工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六

契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

A.:山甚物産株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防災資機材の調達	50			
計		50	計		0
B.日本海洋株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防災資機材の調達	0			
計		0	計		0
C.独立行政法人国立印刷局			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報公告料	0			
計		0	計		0
D.神山産業株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防災資機材の調達	0			
計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト

### A.民間業者(10社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山甚物産株式会社	防災資機材の購入	50	2	99.9
2	株式会社カネヤス	防災資機材の購入	29	1	7.32
3	キクニ株式会社	防災資機材の購入	17	1	99.7
4	ソーワエンジニアリング株式会社	防災資機材の購入	13	1	94.6
5	ガデリウス株式会社	防災資機材の購入	10	1	99.9
6	神山産業株式会社	防災資機材の購入	7	2	99.9
7	加賀ソルネット株式会社	資機材の購入	6	1	98
8	トーエイ株式会社	資機材の購入	4	2	99.9
9	バンビ株式会社	防災資機材の購入	3	1	97.1
10	船山株式会社	防災資機材の購入	2	4	64.2

### B.民間業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本海洋株式会社	資機材の購入	0	随意契約	—

### C.公益法人(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	0	随意契約	—

### D.民間業者(4社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神山産業株式会社	防護衣の購入	0	随意契約	—
2	キクニ株式会社	防災資機材の購入	0	随意契約	—
3	株式会社東和商会	資機材の購入	0	随意契約	—
4	有限会社くさのや	防災資機材の購入	0	随意契約	—

平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	海上保安官署施設整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23~		担当課室	施設補給課		課長 奥原 徳男		
<b>会計区分</b>	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、高性能化を図った新型の航空機を適正に維持するための格納庫の拡充や巡視船艇を安全に係留するための船艇基地浮桟橋等の施設整備を行っている。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算	868	1,374	1,151	1,078	485	
		繰越し等	2,003	114	13	-		
		計	△ 339	691	426	514		
	執行額	2,531	2,179	1,590	1,592	485		
	執行率 (%)	2,517	2,158	1,581				
<b>成果目標及び 成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		成果実績	単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	94	96	95
				海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0
	活動指標			活動実績	単位	H21年度	H22年度	H23年度
<b>活動指標及び 活動実績 (アウトプット)</b>	巡視船艇基地施設、航空基地施設整備		巡視船艇基地施設	箇所	18	8	6	
			航空基地施設	箇所	6	6	2	
<b>単位当たり コスト</b>	主な1基地あたりの事業総額は右のとおり		算出根拠	1基地あたりの事業総額				
			主要目	整備期間	約			
<b>平成24・25年度 予算内訳</b>	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	施設整備費	1,049	348	整備箇所の重点化及び優先度の精査による一部施設整備の見送り				
	施設施工庁費	22	134					
	施設施工旅費	6	3					
	計	1,078	485					

事業所管部局による点検				
	評価	項目	評価に関する説明	
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇基地及び航空基地等の施設整備等を行い、船艇、航空機の後方支援等を行うための施設等を適性に維持するものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。		
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途、費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	契約行為については、海上保安業務における必要性や施設の老朽化の程度等を精査し、真に必要なもの、緊急性の高いものから整備を進めており、コストの削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、巡視船艇基地及び航空基地等の施設を適正に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	<p>官署施設の整備については、航空機の格納庫拡充や巡視船艇の係留施設整備といった業務遂行に必要不可欠な施設を中心に整備を着実に進めていくが、財政上の制約も踏まえ、引き続きコスト削減に努めていく。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 巡視船艇、航空機の重点的整備に対応した船艇基地電源施設や航空基地格納庫等の施設整備を推進している。</p>			
	<p style="text-align: center;"><b>予算監視・効率化チームの所見</b></p>			
一部改善	海上保安業務における必要性や施設の老朽化の程度等を精査し、真に必要なもの、緊急性の高いものから整備を進めていくべき。			
	上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	整備箇所重点化及び優先度の精査を行い、一部施設整備を見送ることとした。 (縮減額598百万円)			
	補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>				
平成22年行政事業レビュー	22-521	平成23年行政事業レビュー	23-499	

※平成23年度実績を記入

海上保安庁  
1,581百万円

○当庁全体に係る施設の整備計画、仕様内容の決定、調達関係事務

地方整備局等(支出委任)  
1,343百万円

○当庁から委任した施設の整備に係る調達関係事務

【一般競争入札等】

A. 民間事業者等(14社)  
1,264百万円

○地方整備局等が発注した工事の施工等

〔 航空基地格納庫・庁舎の建設等 〕

【随意契約】

B. 民間事業者等(5社)  
78百万円

○地方整備局等が発注した工事の施工等

〔 工事に付帯する設計業務等 〕

施設施工旅費  
1百万円

○工事に伴う検査等に従事する職員へ支給する旅費

管区海上保安本部等(13機関)  
238百万円

○管区海上保安本部等に係る施設の整備計画、仕様内容の決定、調達関係事務

【一般競争入札】

C. 民間事業者(11社)  
91百万円

○管区海上保安本部等が発注した工事の施工等

〔 巡視船艇基地等の電気設備の整備、  
通信施設整備 等 〕

【随意契約】

D. 民間事業者(94社)  
142百万円

○管区海上保安本部等が発注した工事の施工等

〔 庁舎修繕、公共下水道接続工事 等 〕

施設施工旅費  
5百万円

○工事に伴う検査等に従事する職員へ支給する旅費

資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する)(単位:  
百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごと  
 に最大の金額が支出され  
 ている者について記載す  
 る。費目と使途の双方で  
 実情が分かるように記  
 載)

A. 若築建設(株)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	航空基地施設整備	362			
計		362	計		
B. (株)都市環境設計東京事務所			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	設計業務	40			
計		40	計		
C. 名古屋通信工業株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	通信施設整備	34			
計		34	計		0
D. 日本無線株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	通信施設整備	34			
計		34	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者等(14社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	若築建設株式会社	航空基地整備	362	9	90.5
2	第一設備工業株式会社	航空基地整備	323	6	87.8
3	金秀建設株式会社	航空基地整備	222	10	86.4
4	株式会社小俣組	防災基地整備	143	9	89.8
5	三協電気工事株式会社	航空基地整備	49	10	88.3
6	株式会社中元組	航空基地整備	48	6	94.0
7	ヤシマ工業株式会社	航空基地整備	38	4	93.0
8	新日本空調株式会社	航空基地整備	25	4	91.1
9	前田工業株式会社	海上保安学校学生寮改修	25	5	89.9
10	株式会社HIジェットサービス	航空基地整備	24	1	78.8

B. 民間事業者等(5社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社都市環境設計東京事務所	設計業務	40	随意契約	-
2	有限会社長谷部建築研究所	設計業務	19	随意契約	-
3	財団法人港湾空港建設技術サービスセンター	設計業務	11	随意契約	-
4	新石垣航空基地設計日本航空コンサルタンツ・国建設株式会社伊藤・梅原建築設計事務所	設計業務	6	随意契約	-
5		工事監理業務	2	随意契約	-
6					
7					
8					
9					
10					

C. 民間事業者(11社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名古屋通信工業株式会社	通信施設整備	34	2	93.9
2	株式会社今村組	宿舎修繕	12	2	83.4
3	株式会社大米建設	航空基地施設整備	10	6	90.4
4	株式会社協栄	船艇基地施設整備	9	4	95.0
5	株式会社中島電気	船艇基地施設整備	9	6	88.4
6	株式会社古川電機	船艇基地改修	6	14	58.8
7	若戸電設株式会社	船艇基地施設整備	4	6	71.6
8	株式会社高橋建設	船艇基地施設整備	4	2	99.4
9	鹿児島測機株式会社	庁舎整備	2	5	95.8
10	有限会社長谷部建築研究所	宿舎修繕	2	4	88.0

D. 民間事業者(94社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本無線株式会社	通信施設整備	47	随意契約	-
2	セナーアンドバーンズ株式会社	航空基地施設整備	9	随意契約	-
3	三和シャッター工業株式会社	航空基地施設整備	5	随意契約	-
4	株式会社西原建設工業	宿舎修繕	4	随意契約	-
5	神港建設工業株式会社	船艇基地施設整備	3	随意契約	-
6	若生工業株式会社	宿舎修繕	3	随意契約	-
7	金秀鉄工株式会社	航空基地施設整備	2	随意契約	-
8	福興電気株式会社	航空基地施設整備	2	随意契約	-
9	岡本海洋建設株式会社	船艇基地施設整備	2	随意契約	-
10	前田道路株式会社	航空基地施設整備	2	随意契約	-

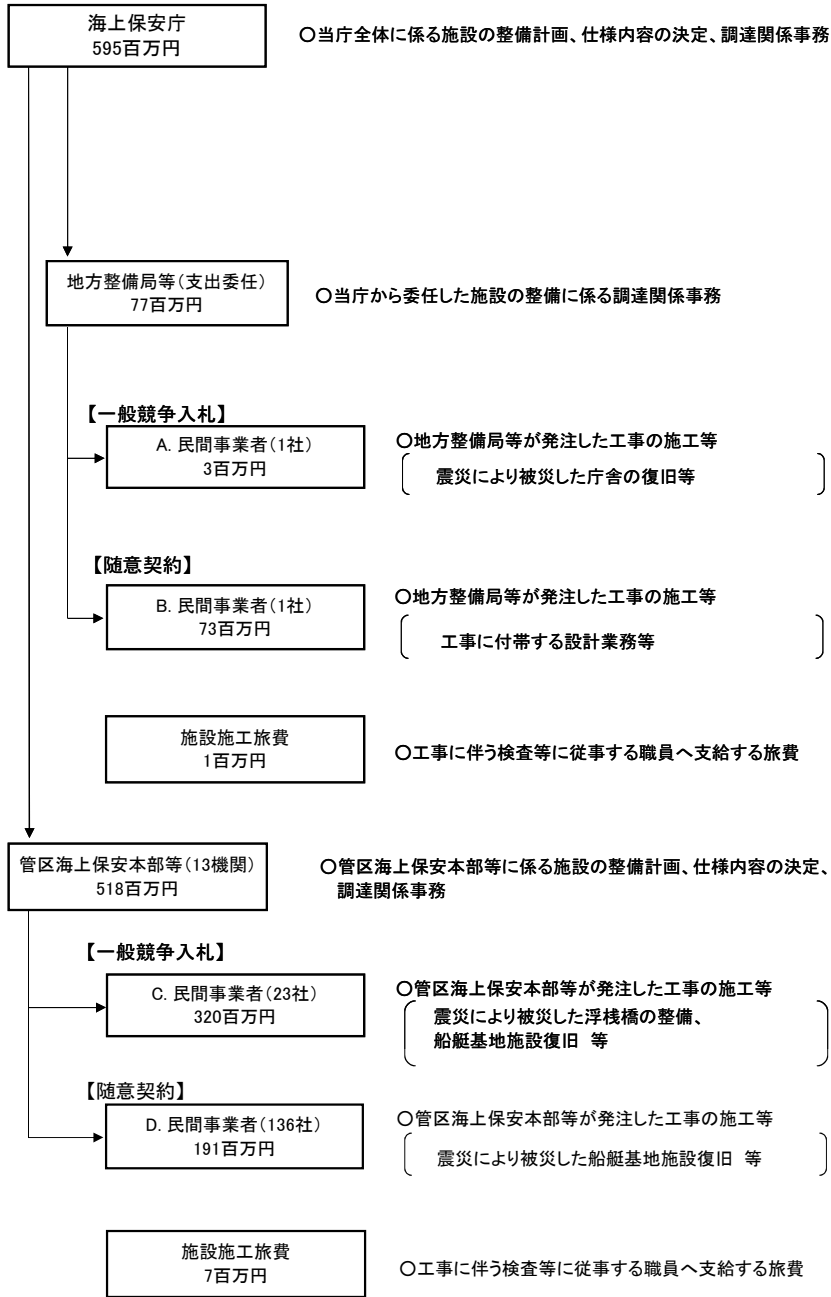
平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	海上保安官署施設整備に関する経費(東日本大震災関連)		<b>担当部局庁</b>	海上保安庁装備技術部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23~		<b>担当課室</b>	施設補給課		課長 奥原 徳男		
<b>会計区分</b>	一般会計、東日本復興特別会計		<b>施策名</b>	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	海上保安庁法第5条第1項第29号		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	海上保安庁では、今般の東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後においても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。 そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、今般の震災で被災した航空基地施設や巡視船舶基地施設等を復旧し、巡視船舶や航空機等を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を整備する。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算	-	-	-	629	-	
		繰越し等	-	-	1,829	-	-	
		計	-	-	△ 1,227	1,227	-	
	執行額	-	-	595	-	-		
	執行率(%)	-	-	98.9%	-	-		
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		成果実績	単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	海上保安業務は、巡視船舶、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船舶、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船舶・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	94	96	95
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		活動実績	単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	巡視船舶基地施設、航空基地施設整備			巡視船舶基地施設	箇所	-	-	16
<b>単当たりコスト</b>	主な1基地あたりの事業総額は右のとおり		算出根拠	主要目	整備期間	1基地あたりの事業総額		
				仙台航空基地	H23~24年度予定	約18億円		
<b>平成24・25年度予算内訳</b>	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	施設整備費	620	-					
	施設施工庁費	9	-					
	施設施工旅費	0	-					
	計	629	-					

事業所管部局による点検				
	評価	項目	評価に関する説明	
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した巡視船艇基地及び航空基地等の施設の復旧を行い、今後の大規模震災に備えた体制を確保するためのものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。		
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	契約行為については、東日本大震災での被害程度を精査し、緊急性の高いものから整備を進めており、コストの削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	今後想定される大規模災害においても的確に対応できるように、東日本大震災により被災した施設の原状回復を念頭に計画的に工事を実施している。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか		
		※類似事業名とその所管部局・府省名		
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果		「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した巡視船艇基地施設等を復旧し、巡視船艇等を適切に運航する体制を確保することにより、今後、想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、被災前の状態への原状回復を念頭に計画的に工事を進めている。		
予算監視・効率化チームの所見				
廃止		巡視船艇基地施設等の復旧が平成24年度で完了することから廃止とする。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
廃止		上記所見のとおり、廃止とした。		
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー	22-521	平成23年行政事業レビュー	23補-0067	

※平成23年度実績を記入

資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごと  
 に最大の金額が支出され  
 ている者について記載す  
 る。費目と使途の双方で  
 実情が分かるように記  
 載)

A. りんかい日産建設株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	庁舎改修	3			
計		3	計		
B. 株式会社INA新建築研究所			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	設計業務	73			
計		73	計		
C. 三井造船株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	船艇基地施設整備	113			
計		113	計		0
D. 東洋プランニング株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	航空基地施設改修	15			
計		15	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	りんかい日産建設株式会社	庁舎改修	3	6	85.1
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B. 民間事業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社INA新建築研究所	設計業務	73	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C. 民間事業者(23社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井造船株式会社	浮棧橋整備	113	1	87.6
2	五洋建設株式会社	船艇基地施設整備	45	2	96.8
3	株式会社サンコーシヤ	船艇基地施設整備	20	2	71.7
4	株式会社京谷電気	船艇基地施設整備	15	3	97.6
5	若築建設株式会社	宿舎施設改修	13	1	98.0
6	長野日本無線株式会社	通信施設整備	13	1	95.8
7	株式会社日本港湾コンサルタント	設計業務	12	3	89.5
8	中川商事株式会社	船艇基地施設整備	9	2	94.1
9	株式会社三亥	船艇基地施設整備	9	2	59.6
10	株式会社東明電設	船艇基地施設整備	8	2	90.8

D. 民間事業者(136社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東武プランニング株式会社	航空基地施設改修	17	随意契約	-
2	株式会社ヤマニシ	船艇基地施設整備	15	随意契約	-
3	太平電気工業株式会社	庁舎施設改修	6	随意契約	-
4	有限会社西浦メンテサービス	宿舎施設改修	6	随意契約	-
5	株式会社寺岡	船艇基地施設整備	5	随意契約	-
6	株式会社深松組	庁舎施設改修	5	随意契約	-
7	タマヤ電気株式会社	航空基地施設改修、船艇基地施設整備	5	随意契約	-
8	株式会社ボルテック	船艇基地施設整備	4	随意契約	-
9	三国屋建設株式会社	船艇基地施設整備	4	随意契約	-
10	株式会社中野組	宿舎施設改修、庁舎施設改修	4	随意契約	-

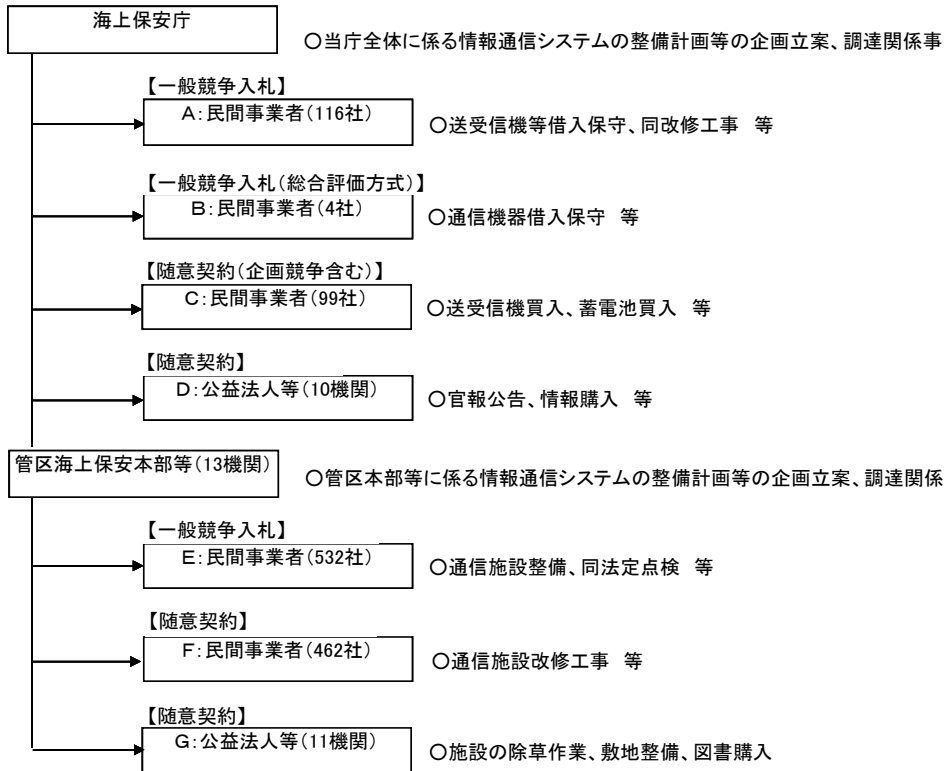
平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	情報通信システムに関する経費	担当部局庁	海上保安庁総務部	作成責任者			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23~	担当課室	情報通信課	課長 坪上 浩治			
<b>会計区分</b>	一般会計	施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	海上保安庁法第5条第1項第28、29号	関係する計画、通知等	—				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに付帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としているが、当事業は、当該任務を遂行するために使用する通信施設を建設、保守及び運用することを目的とする。						
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、上記「事業の目的」に掲げるとおり、海難救助、海洋汚染等の防止、海上犯罪の予防・鎮圧、海上犯罪の捜査・犯人逮捕、海上交通の規制等といった業務を24時間体制で行っているが、さらに近年においては、不審船事案、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが求められている。これらの質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場監視船艇等への指示・命令を迅速かつ的確に行うと共に、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送する等の対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っている。						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	3,501	3,635	3,582	3,195	6,321
		補正予算	2,078	1,979	49	0	
		繰越し等	168	△2,012	1,993	47	
		計	5,747	3,602	5,624	3,242	6,321
	執行額	5,691	3,568	5,488			
執行率(%)	99%	99%	98%				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標			単位	H21年度	H22年度	H23年度
	海上保安業務においては、陸上部署、巡視船艇、航空機が情報通信システムを活用して相互に連携することでその成果が得られるものであり、情報通信システム単体で成果が得られるものではないため、情報通信システム単体の成果目標及び成果実績を定量的に示すことはできないが、海難救助率やテロ被害発生件数といった海上保安業務の一環について、業績指標に対する成果を評価した場合、右のとおり。	成果実績	要救助海難の救助率 (目標:平成23年度以降95%以上にする) (第3次海上保安業務遂行計画)	%	94	96	95
		達成度					
	成果実績	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画)	件	0	0	0	
達成度		%	100	100	100		
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	海上保安業務の円滑な遂行に資する情報通信システムの維持・整備	活動実績 (当初見込み)	—	ヘリコプター撮影画像伝送システムの整備・鉄塔局舎の修繕等	回線網の改修・デジタル無線機の整備等	デジタル無線機の整備等	( )
<b>単位当たりコスト</b>	情報通信システムの維持・整備 (29.8百万円/1部署)		算出根拠	23年度執行額(5,488百万円)を部署数184ヶ所(本庁、本部、基地等を含む)で除したもの。 ※巡視船艇・航空機については、各所属部署に含むものとする。			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	情報処理業務庁費	205	2,070	最近の我が国周辺諸国の海洋権益をめぐる動きを鑑み、領海警備業務を適確に遂行するため、情報通信体制を強化すべく、ヘリコプター撮影画像伝送システム及びクローズ系情報システムの整備費用を要求したことにより、情報処理業務庁費及び通信設備整備費が増額となった。 日本再生戦略に関する「重点要求」(防衛・治安)1,366			
	職員旅費	3	3				
	通信業務庁費	620	636				
	通信設備整備費	272	1,676				
	通信専用料	1,091	1,108				
	電子計算機借料	1,005	828				
計	3,195	6,321					



事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っており、国が実施すべき事業であるとともに、その優先度は高い。 また、限られた予算を適切に執行しており、不要が生じた場合は、その理由を把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	当事業においては、一般競争入札を前提としているが、新たに随意契約を行う場合であっても、可能な限り企画競争を導入する等して競争性の確保及び経費削減に努めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	年度当初において、当年度の予算状況を勘案した整備基本計画を策定し、計画的な事業運営を図っている。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果		巡視船艇に整備している衛星回線について見直しを行い、より安価な回線サービスへ移行する等して、通信経費の削減を図っているところであるが、引き続き経費縮減に努めていくこととする。	
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善		引き続き、調達方式の見直し等により、コストの縮減を図るべき。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減		通信設備の整備について、設置からの経過年数・老朽度等を考慮し、整備の緊急性を総合的に判断して、重点的に整備すべき対象を絞り込むなど整備数を見直す等をした。(縮減額19百万円)	
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	522	平成23年行政事業レビュー	500

※平成23年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

【随意契約】

航空用通信装置等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理と共に、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。  
なお、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が小額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随

【国の行為を秘密にする必要がある事項】

通信装置の暗号方式等の情報 等

【参考法令】

○会計法

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。(略)  
4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。  
5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令

○予算決算及び会計令

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (略)
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- (略)

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければなら

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(適用範囲)

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は財務大臣の定めるところにより算定した額とする。)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る

○財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成24～25年度)

物品等の調達契約 1, 200万円

A.日本無線㈱			E.㈱中島電気		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	通信装置買入	92	物品購入費	送受信機等整備工事	39
物品購入費	通信装置買入	44	物品購入費	送受信機等整備工事	4
物品購入費	受信機買入	38	物品購入費	消耗品等購入	4
物品購入費	送受信機買入	35			
物品購入費	通信装置買入	15			
物品購入費	通信装置買入	10			
物品購入費	受信機買入	8			
物品購入費	受信機買入	4			
計		246	計		47
B.日本電子計算機㈱			F.西日本電信電話株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
機器借入保守費	システムサーバ借入保守	58	通信費	回線使用料	207
計		58	計		207
C.長野日本無線㈱			G.社団法人南あわじ市シルバー人材センター		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	送受信機買入	457	人件費	送信所草刈清掃	0
物品購入費	通信卓買入	12			
物品購入費	送受信機買入	11			
物品購入費	送信機買入	9			
計		489	計		0
D.財団法人ラジオプレス			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役員費	情報提供サービス	1			
物品購入費	図書買入	0			
計		1	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長野日本無線株式会社	通信機器買入	57	1	99.5%
2	株式会社JVCケンウッド	送受信機買入	56	1	98.0%
3	日本無線株式会社	通信装置買入	44	1	93.9%
4	東京センチュリーリース株式会社	通信機器据付調整	40	2	99.4%
5	長野日本無線株式会社	送受信機買入	39	1	99.8%
6	日本無線株式会社	受信機買入	38	1	99.7%
7	長野日本無線株式会社	送信機買入	36	1	99.9%
8	日本無線株式会社	送受信機買入	35	1	99.4%
9	長野日本無線株式会社	送受信機買入	31	1	99.8%
10	株式会社桜電社	電源装置買入	24	4	79.7%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日立キャピタル株式会社	システムサーバ借入保守・据付調整	105	2	74.1%
2	日本無線株式会社	通信装置製造	92	1	99.8%
3	日本電子計算機株式会社	システムサーバ借入保守	58	1	93.9%
4	日本電子計算機株式会社	システムサーバ借入保守	55	1	98.6%
5	東京センチュリーリース株式会社	パソコン等借入保守	40	2	97.6%
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長野日本無線株式会社	送受信機買入	457	随意契約	—
2	NTTコミュニケーションズ株式会社	回線使用料	338	随意契約	—
3	リコーリース株式会社	パソコン等借入保守	251	随意契約	—
4	NTTファイナンス株式会社	パソコン等借入保守	189	随意契約	—
5	日本電気株式会社	送受信機買入	131	随意契約	—
6	KDDI株式会社	回線使用料	110	随意契約	—
7	日本電子計算機株式会社	システムサーバ借入保守	100	随意契約	—
8	日本電気株式会社	送受信機買入	85	随意契約	—
9	日本電気株式会社	送受信機買入	73	随意契約	—
10	株式会社カナデン	通信装置買入	68	随意契約	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人ラヂオプレス	情報提供サービス	1	随意契約	—
2	財団法人日本ITU協会	図書購入	1	随意契約	—
3	財団法人リモート・センシング技術センター	衛星データ買入	1	随意契約	—
4	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	0	随意契約	—
5	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	0	随意契約	—
6	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	0	随意契約	—
7	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	0	随意契約	—
8	財団法人ラヂオプレス	図書購入	0	随意契約	—
9	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	0	随意契約	—
10	財団法人リモート・センシング技術センター	技術者研修	0	随意契約	—

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社中島電気	送受信機等整備工事	39	2	91.5%
2	日邦無線電機株式会社	通信施設整備	24	3	98.6%
3	株式会社富士通マーケティング九州支社	通信施設整備工事	16	1	92.1%
4	日本電波興業株式会社	通信施設整備工事	9	2	91.5%
5	北陸通信工業株式会社	通信施設整備	7	4	74.4%
6	株式会社マリン・インターナショナル	通信機器法定点検	7	2	97.9%
7	株式会社加藤電気工業所	通信施設改修工事	7	1	89.7%
8	株式会社サトー総合サービス	通信施設整備工事	7	4	88.5%
9	株式会社日産電機サービス	通信機器整備	6	2	87.8%
10	岡田電工株式会社	非常電源装置整備工事	6	8	89.6%

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	西日本電信電話株式会社	回線使用料	207	随意契約	—
2	東日本電信電話株式会社	回線使用料	203	随意契約	—
3	株式会社NTTドコモ	回線使用料	103	随意契約	—
4	KDDI株式会社	回線使用料	41	随意契約	—
5	NTT東日本ネットワークソリューション	回線使用料	33	随意契約	—
6	NTTコミュニケーションズ	回線使用料	21	随意契約	—
7	株式会社大米建設	通信装置改修工事	15	随意契約	—
8	名古屋通信工業株式会社	通信装置改修工事	12	随意契約	—
9	株式会社富士通マーケティング	通信施設整備工事	9	随意契約	—
10	株式会社西日本電波研究所	通信機器整備	7	随意契約	—

G.

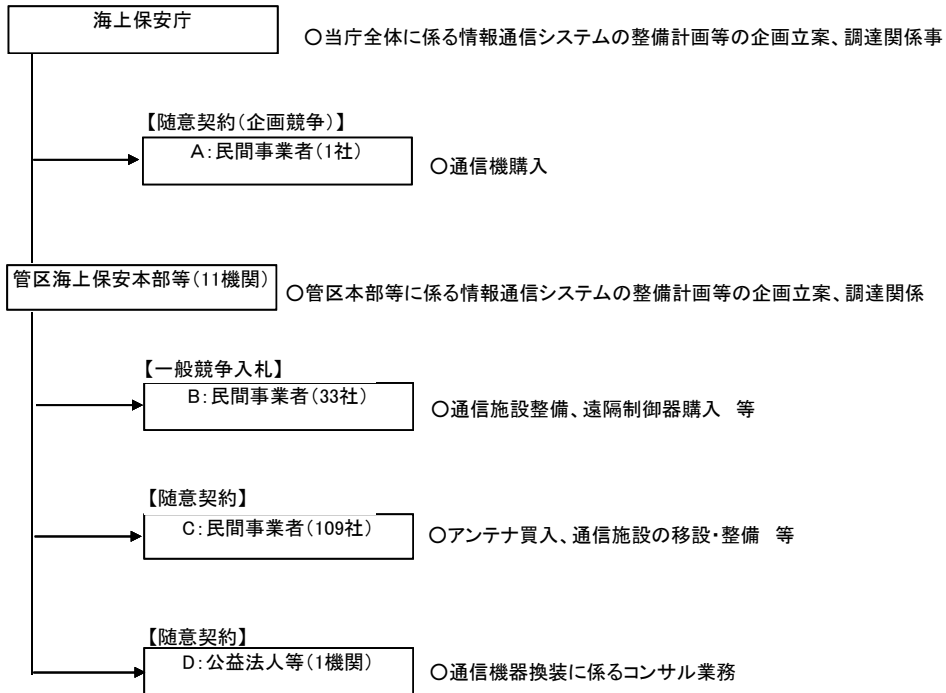
	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	社団法人南あわじ市シルバー人材センター	送信所草刈清掃	0	随意契約	—
2	社団法人三重県公共福祉施設土地家屋調査士協会	中継所公共囑託登記	0	随意契約	—
3	社団法人電波産業会	多重通信装置換装に伴う通信回線照会相談業務	0	随意契約	—
4	覚寺生産森林組合	中継所敷地整備	0	随意契約	—
5	社団法人稚内市シルバー人材センター	送信所等敷地整備	0	随意契約	—
6	社団法人瀬本市シルバー人材センター理事長奥井齊	受信所草刈清掃	0	随意契約	—
7	社団法人気仙沼市シルバー人材センター	送信所草刈清掃	0	随意契約	—
8	人橋二ツ山農家組合	受信所環境整備	0	随意契約	—
9	財団法人関西電気保安協会	一般用電気工作物定例受託検査業務	0	随意契約	—
10	社団法人石垣市シルバー人材センター	敷地環境整備	0	随意契約	—

平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	情報通信システムに関する経費（東日本大震災関連）		<b>担当部局庁</b>	海上保安庁総務部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23～		<b>担当課室</b>	情報通信課		課長 坪上 浩治		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第28、29号		<b>関係する計画、通知等</b>	—				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに付帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としているが、当事業は、当該任務を遂行するために使用する通信施設を建設、保守及び運用することを目的とする。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	先般の東日本大震災では、第二管区の通信施設が被災したことにより、陸上部署と巡視船艇との通信が長期間不能となったため、被災現場における情報収集活動、現場活動中の巡視船艇への指示等に支障をきたすこととなった。当事業においては、被災した通信施設の復旧を図るとともに、東日本大震災での教訓を活かし、海上保安業務を遂行するうえで必要不可欠な情報通信を確実に担保するため、情報通信システムに係る耐災害性の強化を実施している。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算			0	0	-	
		繰越し等			1,526	0		
		計			△1,040	1,040		
	執行額			486	1,040			
	執行率 (%)			467	96%			
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		成果実績	要救助海難の救助率 (目標:平成23年度以降95%以上にする) (第3次海上保安業務遂行計画)	単位	H21年度	H22年度	H23年度
	海上保安業務においては、陸上部署、巡視船艇、航空機が情報通信システムを活用して相互に連携することでその成果が得られるものであり、情報通信システム単体で成果が得られるものではないため、情報通信システム単体の成果目標及び成果実績を定量的に示すことはできないが、海難救助率やテロ被害発生件数といった海上保安業務の一環について、業績指標に対する成果を評価した場合、右のとおり。				%	94	96	95
	活動指標		成果実績	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画)	単位	H21年度	H22年度	H23年度
	海上保安業務の円滑な遂行に資する情報通信システムの維持・整備				%	0	0	0
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	海上保安業務の円滑な遂行に資する情報通信システムの維持・整備			—	—	—	通信施設耐震化工事等 ( )	
<b>単位当たりコスト</b>	情報通信システムの維持・整備 (2.5百万円/1部署)		算出根拠	23年度執行額(467百万円)を部署数184ヶ所(本庁、本部、基地等を含む)で除したもの。 ※巡視船艇・航空機については、各所属部署に含むものとする。				
<b>平成24・25年度予算内訳</b>	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	計	0	0					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システムに係る耐災害性の強化等を実施しており、国が実施すべき事業であるとともに、その優先度は高い。 また、限られた予算を適切に執行しており、不要が生じた場合は、その理由を把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	当事業においては、一般競争入札を前提としているが、全体の契約案件の内約30%を占める随意契約であっても、可能な限り企画競争を導入し、競争性の確保及び経費の削減に努めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	タイの洪水被害により部品等の納入が遅れたため、一部の工事を翌年度に繰り越した。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	H23年度においては、随意契約であっても可能な限り企画競争を導入し、経費の削減を図ってきたが、H24年度においても、同様の経費削減努力を継続することとする。		
予算監視・効率化チームの所見			
廃止	通信施設の耐震化工事等が平成24年度で完了することから、廃止とする。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
廃止	上記所見のとおり、廃止とした。		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	復興-0068

※平成23年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

**【随意契約】**

航空用通信装置等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理と共に、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

なお、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が小額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、小額の場合にはなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

**【国の行為を秘密にする必要がある事項】**

通信装置の暗号方式等の情報 等

**【参考法令】**

**○会計法**

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。(略)

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、競争に付し又は随意契約によることができる。

**○予算決算及び会計令**

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。(略)
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。(略)

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さな

**○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令**

(適用範囲)

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は財務大臣の定めるところにより算定した額とする。)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。(略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

**○財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成24～25年度)**

物品等の調達契約 1,200万円



費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.KDDI株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	通信機購入	8			
計		8	計		0
B.株式会社 国際無線			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	通信施設整備	51			
役務費	通信施設整備	5			
計		56	計		0
C.株式会社東北電技工業			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	通信装置整備	4			
物品購入費	通信機器購入	2			
物品購入費	通信機器購入	1			
計		7	計		0
D.社団法人 電波産業会			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	多重通信装置換装に伴う通信回線照会相談業務	1			
計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	KDDI株式会社	通信機買入	8	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社国際無線	通信施設整備工事	51	3	86.0%
2	株式会社住建トレーディング	通信施設建築等工事	21	2	99.9%
3	株式会社富士通マーケティング	通信回線改修工事	18	3	94.2%
4	株式会社上永電気工業所	送受信機整備	12	2	79.2%
5	株式会社富士通マーケティング	通信回線改修工事	12	2	89.4%
6	株式会社舞鶴計器	通信設備整備工事	11	1	87.1%
7	名古屋通信工業株式会社	陸上レーダー換装工事	11	2	98.2%
8	株式会社アイエンジ	通信施設調査	9	3	48.4%
9	長野日本無線株式会社	通信機器買入	9	2	94.9%
10	株式会社三社エンジニアリングサービス	電源装置買入	5	4	92.4%

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社舞鶴計器	通信機器買入	2	随意契約	—
2	株式会社上永電機工業所	送受信機整備	2	随意契約	—
3	神戸通信工業株式会社	通信装置整備	2	随意契約	—
4	株式会社戸田組	通信施設改修工事	2	随意契約	—
5	九州レジン工業(株)	通信施設防水工事	2	随意契約	—
6	有限会社三共無線電機商会	通信施設整備工事	2	随意契約	—
7	有限会社興発電子産業	通信施設移設工事	2	随意契約	—
8	株式会社上永電機工業所	通信装置整備	2	随意契約	—
9	芝電機株式会社	通信機器点検整備	2	随意契約	—
10	日本無線株式会社中部支社	通信機器点検整備	2	随意契約	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社団法人電波産業会	多重通信装置換装に伴う通信回線照会相談業務	1	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	海上交通安全に関する経費		担当部局庁	海上保安庁交通部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	企画課		課長 金子 英幸		
会計区分	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、22号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	航路標識整備事業において整備した海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びふくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	2,474	2,238	2,064	1,920	1,989	
		補正予算	△ 2	△ 3	0	-	-	
		繰越し等	0	0	3	-	-	
		計	2,472	2,235	2,067	1,920	1,989	
	執行額	2,429	2,200	2,045	-	-		
	執行率 (%)	98%	98%	99%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)			隻	2,516	2,380	2,508	-
			達成度	%	-	-	-	-
	・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)		成果実績	件	1	0	0	0
			達成度	%	0	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	航路標識の運用率の維持 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)			%	-	99.93	99.91	-
	※運用率とは、運用すべき時間に対し実際に正常運用した時間の比率を3年間の実績で算出したもの。							( 99.8 )
単位当たりコスト	0.38(百万円/基)		算出根拠	航路標識1基あたりの維持コスト 23年度の執行額/航路標識基数				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求					
	別紙のとおり							
	計							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	航路標識の運用は、すべての海域利用者の事故を未然に防止し人命及び財産を保護するために必要であり、これに係る経費を適切に執行している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	随意契約の内容は敷地借料、電力料及び電話回線利用料が主であり、契約については法令に基づき適切に行っている。また競争入札によるものは入札情報を公開することで競争性を確保している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	船舶交通の安全に必要不可欠である航路標識の運用にあたっては、限りある予算を適切に執行することにより高い運用率を維持している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>航路標識用光源のLED化及び太陽電池装置の導入により点検・保守業務の効率化を進めることで経費の節減を図っている。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 平成24年度においては港湾情勢や利用実態等を踏まえ、一部の標識を廃止するなど配置を適正化し、電力料等のコスト縮減を図っている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
抜本的改善	調達の競争性を高めるべき。技術革新も踏まえ、光波標識の必要性を検証すべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	港湾の状況や利用実態を踏まえた配置の適正化や、航路標識のLED化及び太陽電池の導入により点検・保守業務の効率化、電力料の削減等により約0.5億円の縮減を図っている。さらに、必要性の低下した光波標識の廃止に伴い更なる電力料等の削減が見込まれる。		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	524	平成23年行政事業レビュー	501

※平成23年度実績を記入

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)



【随意契約】 契約の相手方が1者であることが明らかでない場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公示して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.東京計器株式会社			E.社団法人日本海難防止協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	レーダー用機器購入	122	役務費	海上交通安全に関する調査	1
			物品購入費	業務用図書購入	0
計		122	計		1
B.独立行政法人海上技術安全研究所			F.セナーアンドバーンズ株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	船舶の航行安全に関する調査	3	役務費	航路標識保守業務	151
			物品購入費	航路標識機器購入	8
計		3	計		159
C.輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社			G.医療法人寿仁会沖縄セントラル病院		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	データ処理サーバ使用料	40	役務費	定期健康診断料	1
計		40	計		1
D.国際航路標識協会			H.慶佐次区		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
国際機関分担金	国際航路標識協会分担金	2	借料	航路標識施設敷地借料	77
計		2	計		77

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

I.名古屋港管理組合					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
借料	航路標識施設敷地借料等	30			
計		30	計		0
J.財団法人日本海事科学振興財団					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
借料	航路標識施設敷地借料	5			
光熱水料	電気料、水道料	2			
計		7	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京計器株式会社	レーダー用機器購入	122	1	98.97
2	株式会社マルミヤ	業務用機器購入	17	2	98.66
3	イズミ産業株式会社	被服等購入	15	4	97.91
4	湘南工作販売株式会社	航路標識用光源購入	14	1	99.36
5	JIPテクノサイエンス株式会社	情報提供システム運用保守業務	13	1	91.52
6	みずほ情報総研株式会社	船舶動静情報活用システム調査設計	10	2	82.98
7	株式会社リコー	行政情報システム端末機借入保守	9	4	68.03
8	セナーアンドバーンズ株式会社	航路標識機器等購入	8	1	91.22
9	株式会社武蔵富装	被服等製造	7	5	96.04
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	情報提供システム装置改修業務	5	1	92.96

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人海上技術安全研究所	船舶の航行安全に関する調査	3	1	93.75
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	データ処理サーバ利用料	40	—	—
2	ソフトバンクテレコム株式会社	通信回線使用料	33	—	—
3	スカパーJSAT株式会社	通信回線使用料	33	—	—
4	カクチョウ印刷株式会社	パンフレット印刷製本	4	—	—
5	芙蓉総合リース株式会社	通信回線使用料	4	—	—
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話回線使用料	3	—	—
7	株式会社新弘堂	パンフレット印刷製本	3	—	—
8	株式会社エスクリエイト	ポスター等印刷製本	3	—	—
9	日本光機工業株式会社	航路標識機器買入	2	—	—
10	JIPテクノサイエンス株式会社	データ処理サーバ改修	2	—	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国際航路標識協会	国際航路標識協会分担金	2	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					



支出先上位10者リスト

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社団法人日本海難防止協会	海上交通安全に関する調査	1	—	—
2	一般財団法人関東電気保安協会	電源設備点検整備	1	—	—
3	財団法人建設物価調査会	業務用図書購入	0	—	—
4	社団法人電子情報通信学会	学会費	0	—	—
5	社団法人土木学会	学会費	0	—	—
6	社団法人照明学会	業務用図書購入	0	—	—
7	財団法人経済調査会	業務用図書購入	0	—	—
8	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	0	—	—
9	社団法人日本建築学会	学会費	0	—	—
10	一般財団法人情報通信振興会	業務用図書購入	0	—	—

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンス株式会社	航路標識保守業務、航路標識機器購入	159	3	99.86
2	株式会社沖電気カスタマドテック	海上交通情報システム保守業務	19	1	94.1
3	東京計器株式会社	海上交通情報システム機器買入	14	1	97
4	四国電力株式会社	電力料	13	1	100
5	株式会社太洋機械製作所	航路標識保守業務	12	4	90.6
6	リコージャパン株式会社	コピー機保守	10	1	98.25
7	株式会社ブイメンテ	航路標識保守業務	10	4	75.9
8	日本光機工業株式会社	航路標識保守業務	8	3	97.7
9	理研産業株式会社	電子複写機保守管理	8	2	91.2
10	日本無線株式会社	航路標識機器買入	8	1	99.8

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	医療法人寿仁会沖縄セントラル病院	定期健康診断	1	1	92.2
2	一般財団法人北海道電気保安協会	電気工作物保守管理業務	0	1	94.72
3	社団法人新潟県健康管理協会	定期健康診断	0	1	65.38
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

H.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	慶佐次区	ロランC局敷地借料	77	随意契約	—
2	東京電力株式会社	船舶通航信号所電気料等	46	随意契約	—
3	沖縄電力株式会社	灯台電気料等	32	随意契約	—
4	西日本電信電話株式会社	電話料等	31	随意契約	—
5	北海道電力株式会社	灯台電気料等	26	随意契約	—
6	九州電力株式会社	船舶通航信号所電気料等	24	随意契約	—
7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話料等	22	随意契約	—
8	東日本電信電話株式会社	電話料等	19	随意契約	—
9	中国電力株式会社	灯台電気料等	15	随意契約	—
10	中部電力株式会社	灯台電気料等	15	随意契約	—

支出先上位10者リスト

I.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名古屋港管理組合	船舶通航信号所建物借料等	30	随意契約	-
2	大阪市	浮標基地敷地借料、水道料等	25	随意契約	-
3	新島村	ロランC局敷地借料、水道料	14	随意契約	-
4	東京都	船舶通航信号所敷地借料、電気料等	9	随意契約	-
5	那覇港管理組合	浮標置場敷地借料等	7	随意契約	-
6	網走市	無線方位信号所敷地借料等	4	随意契約	-
7	横浜市	船舶通航信号所電気料等	2	随意契約	-
8	千葉県	浮標基地敷地借料等	2	随意契約	-
9	熊本県	浮標置場敷地借料等	2	随意契約	-
10	北斗市	無線中継所敷地借料等	1	随意契約	-

J.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人日本海事科学振興財団	船舶通航信号所敷地借料、光熱水料	7	随意契約	-
2	学校法人沖縄大学	ロランC局敷地借料	2	随意契約	-
3	学校法人尚学学園	ロランC局敷地借料	2	随意契約	-
4	一般財団法人九州電気保安協会	浮標基地電気工作物保守等	2	随意契約	-
5	財団法人関西電気保安協会	非常用発電機整備等	1	随意契約	-
6	日本放送協会	NHK放送受信料	1	随意契約	-
7	財団法人建設物価調査会	定期刊行物購入等	1	随意契約	-
8	社団法人東京電気管理技術者協会	船舶通航信号所電源保守等	1	随意契約	-
9	独立行政法人海技教育機構	英会話研修料	1	随意契約	-
10	社団法人新島村シルバー人材センター	ロランC局敷地整備	1	随意契約	-

平成 24 ・ 25 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由
	委員等旅費	1	0	
	航海日当食卓料	18	17	
	航路標識庁費	1,436	1,311	
	国際航路標識分担金	2	1	
	諸謝金	6	6	
	情報処理業務庁費	57	255	
	職員旅費	97	91	
	庁費	85	90	
	通信業務庁費	0	—	
	土地建物借料	197	196	
	被服費	22	21	
計	1,920	1,989		

平成24年行政事業レビューシート

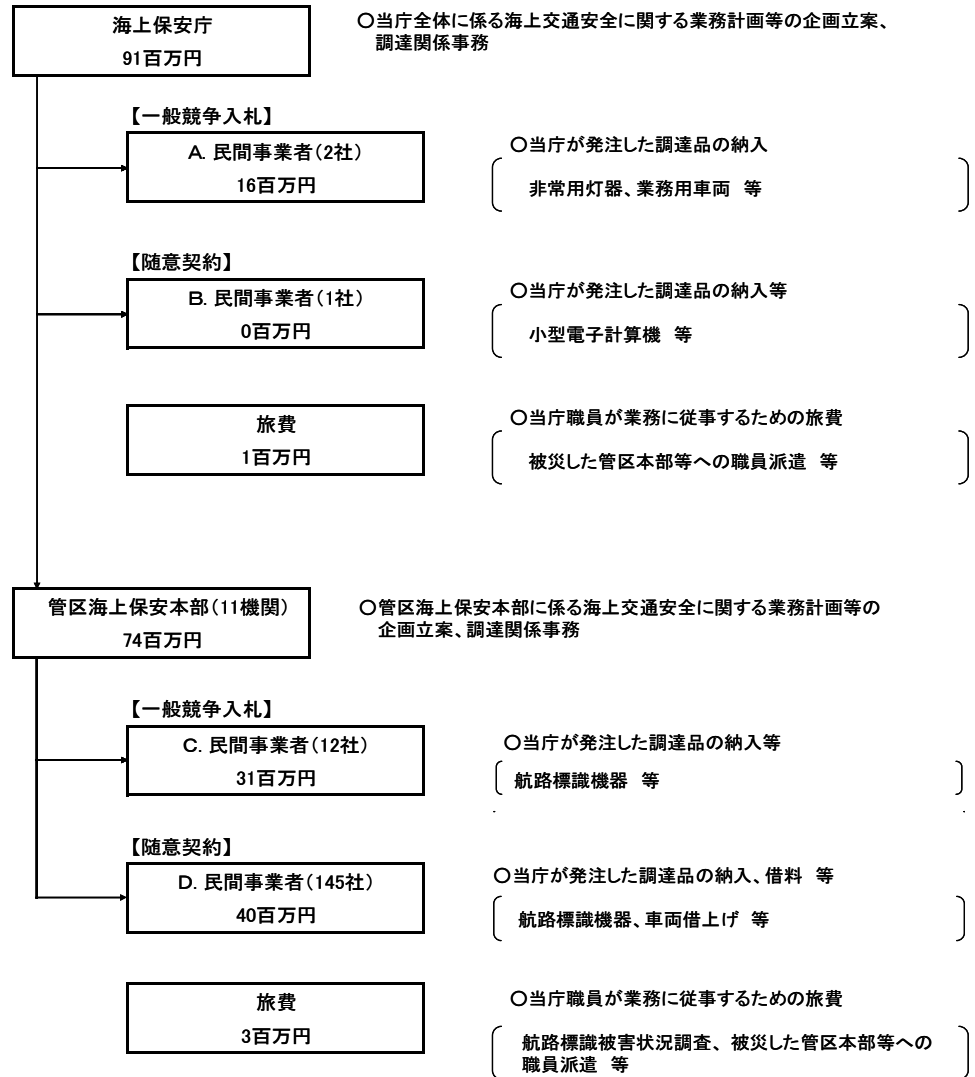
(国土交通省)

<b>事業名</b>	海上交通安全に関する経費（東日本大震災関連）		担当部局庁	海上保安庁交通部		作成責任者		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23～		担当課室	企画課		課長 金子 英幸		
<b>会計区分</b>	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	海上保安庁法第5条第1項第10、22号		関係する計画、通知等	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	東日本大震災による航路標識への影響を早急に調査・把握し、応急的な復旧等を実施することにより、被災地における緊急物資輸送路の確保を行った。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算	-	-	91	-	-	
		繰越し等	-	-	-	-	-	
		計	0	0	91	0	-	
	執行額	-	-	91	-	-		
	執行率(%)	-	-	100.0%	-	-		
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		成果実績	単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度～27年度)			隻	2,516	2,380	2,508	-
			達成度	%	-	-	-	-
	・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度～27年度)		成果実績	件	1	0	0	0
		達成度	%	0	100	100	-	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	航路標識の被害状況調査を実施した延べ回数			回	-	-	224	-
<b>単位当たりコスト</b>	0.09(百万円/基)		算出根拠	被災地域の航路標識1基あたりの維持コスト 23年度の執行額/航路標識基数				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	計	0	0					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	航路標識の被害状況を早期に把握し、適切な対策を講ずることは、通航船舶の安全及び被災地における緊急物資輸送路の確保に必要不可欠であることから、国が実施する必要があり、かつ、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	随意契約については法令の規定により適切に行っており、随意契約以外については全て競争入札を行っているため、競争性は確保されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	<p>本事業の実施については、以下に掲げる計画を策定し、適切に事業を遂行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航路標識の被害状況調査</li> <li>・被災標識の応急復旧</li> <li>・被災標識の応急復旧用資機材の調達</li> <li>・被災した業務用自動車の更新</li> <li>・被害状況調査等における用船料</li> </ul>
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>本事業は、船舶の安全確保及び被災地における緊急物資輸送路の確保に資するため、航路標識の被害状況調査及び応急復旧等を行ったものであり、真に必要な事業のみ実施している。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
廃止	航路標識の復旧等が、平成23年度で完了していることから廃止とする。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
廃止	航路標識の被害状況調査及び応急復旧等が、平成23年度で完了していることから、平成25年度概算要求は行わない。		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	501

※平成23年度実績を記入

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)



【随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について  
 記載する。費目と使途の双方  
 で実情が分かるように記載)

A.セナーアンドバーンズ株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	非常用灯器購入	11			
計		11	計		0
B.株式会社マルミヤ					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	小型電子計算機等購入	0			
計		0	計		0
C.富士通株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	気象情報通信機器予備品購入	8			
計		8	計		0
D.池上通信機株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	船舶動静監視装置予備品購入費	5			
計		5	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	非常用灯器購入	11	3	83.9
2	太洋日産自動車販売株式会社	小型貨物自動車購入	5	2	97.2
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社マルミヤ	小型電子計算機等購入	0	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通株式会社	気象情報通信機器予備品購入	8	1	94.5
2	東京計器株式会社	海上交通センター機器予備品等購入	8	1	96.4
3	株式会社NTTデータ	沿岸域情報提供システム予備品購入	3	1	91.9
4	日本無線株式会社	レーダー波高観測装置予備品購入	3	1	96.8
5	セナーアンドバーンズ株式会社	工事材料購入	2	1	96.6
6	株式会社光電製作所	灯台監視装置予備品購入	2	1	98.8
7	川田電機株式会社	電気計測器購入	2	4	89.2
8	日本光機工業株式会社	非常用灯器購入	2	1	90.5
9	株式会社アタック	事務用消耗品購入	1	2	91.7
10	株式会社アベキ	非常用発電機燃料等購入	1	2	90.3

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	池上通信機株式会社	海上交通センター機器予備品等購入	5	随意契約	-
2	東京計器株式会社	レーダー装置予備品等購入	4	随意契約	-
3	株式会社ボルテック	携帯用発電機等購入	3	随意契約	-
4	長野日本無線株式会社	気象情報通信装置予備品等購入	3	随意契約	-
5	セナーアンドバーンズ株式会社	周波数計等購入	2	随意契約	-
6	株式会社ゼニライトバイ	浮標購入	2	随意契約	-
7	大井電気株式会社	無線装置予備品購入	2	随意契約	-
8	ニッポンレンタカー東北株式会社	レンタカー一代	1	随意契約	-
9	三波電機工業株式会社	簡易標識灯購入	1	随意契約	-
10	西原電機通信株式会社	電気計測器等購入	1	随意契約	-

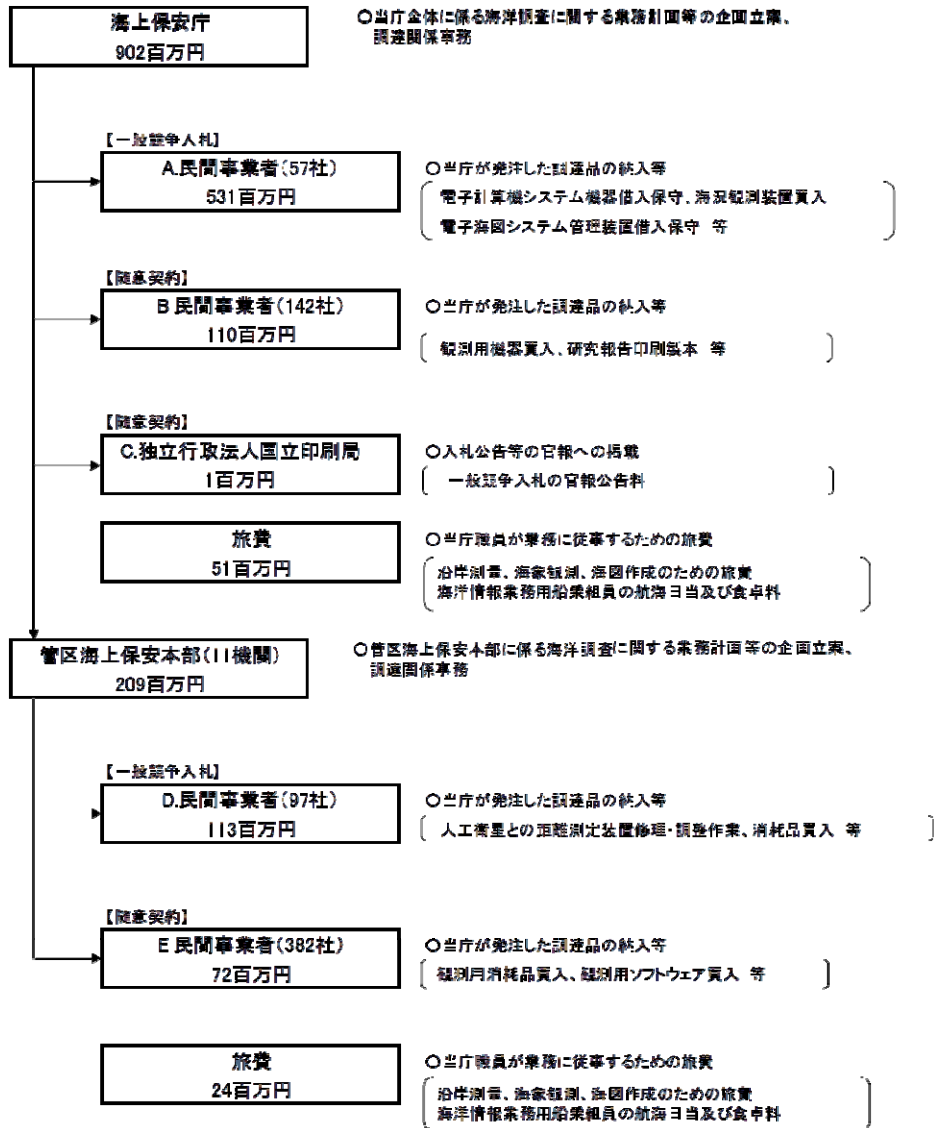


平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	海洋情報に関する経費		担当部局庁	海上保安庁海洋情報部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	S23～		担当課室	企画課		課長 露木 伸宏	
会計区分	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条1項19～21号		関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	757	798	905	845	1,264
		補正予算	433	△ 0	—	0	
		繰越し等	0	△ 12	12	0	
	計	1,190	785	917	845	1,264	
	執行額	1,172	768	902			
執行率 (%)	98.5%	97.9%	98.3%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	海図の刊行や航行警報等の業務は、それらのみで船舶交通の安全確保等に資するものではなく、各種の施策が一体となって実施されることによって効果があがるものであるため、当該事業について成果目標を掲げることは不適当であり、定量的な成果目標は示せない		成果実績	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	海図の新刊、改版及び補正図の合計刊行図数		活動実績 (当初見込み)	図	566	804 ( 600 )	622 ( 600 )
単位当たりコスト	200(千円/1図)		算出根拠	(23年度) 海図新刊、改版及び補正に要した経費/海図新刊、改版、補正図の刊行図数			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	別紙のとおり						
	計						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	海図の刊行や航行警報等の業務は、船舶交通の安全確保等に必要不可欠な事業であることから、国が実施しなければならない、かつ、優先度が高い。不用が生じた場合、その理由を把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本事業にかかる契約全体のうち約78%は競争入札で、残る約22%は法令の規定による随意契約を行っており、競争性が確保されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	当庁の収集した情報は、海図、航行警報等として、すみやかに船舶等に提供し活用されている。また、情報の高度化等について常に検討しており、航海の安全性の向上に努めている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	観測機器、観測用消耗品の調達について、計画的に取りまとめて実施することにより、経費削減を図っているところである。また、24年度からは各観測点をまとめて効率的に観測することにより、観測経費の合理化を図ることとしている。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	調達方式の見直し等により、調達コストの削減を図るべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	海洋調査機器の調達に際し、公告期間や納期の拡大、仕様の明確化、他の海洋調査機関における入札参加者の調査により、入札意思のある業者を掘り起こし、当庁が求める仕様の詳細な説明や助言、技術審査段階における洋上試験の実施協力を行うことで、応札業者拡大に至り、コスト削減を図ることとした。(縮減額24百万円)  複数の電子計算機システムの統合による合理化により、コスト削減を図ることとした。(縮減額9百万円)		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	525	平成23年行政事業レビュー	502

※平成23年度実績を記入



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

【随意契約】

契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合にはなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約)によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について  
 記載する。費目と使途の双方  
 で実情が分かるように記載)

A.日本電子計算機株式会社			E.舞鶴文具株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	電子計算機システム機器借入保守	100	物品購入費	観測用消耗品買入	2
計		100	計		2
B.株式会社マルミヤ			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	観測用機器買入	5			
計		5	計		0
C.独立行政法人国立印刷局			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報広告料	1			
計		1	計		0
D.電応システム株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	人工衛星との距離測定装置修理・調整作業	22			
計		22	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電子計算機株式会社	電子計算機システム機器借入保守	100	1	98.0
2	長野日本無線株式会社	海況観測装置買入	59	2	73.1
3	住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社	電子海図システム管理装置借入保守	55	1	99.2
4	ニュービルメン協同組合	庁舎設備保守	37	5	99.6
5	セナーアンドバーズ株式会社	海流データ通信装置買入	29	2	97.1
6	株式会社パスコ	海洋情報提供装置買入	21	7	83.9
7	NECキャピタルソリューション株式会社	電子海図システム管理装置借入保守	19	2	97.1
8	株式会社ソニック	験潮データ通信装置借入	18	1	99.5
9	株式会社マルミヤ	観測データ処理機器買入	16	2	97.4
10	川崎地質株式会社	調査データの解析	14	3	98.6

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社マルミヤ	観測用機器買入	5	随意契約	—
2	勝美印刷株式会社	研究報告印刷製本	4	随意契約	—
3	大堀建設工業株式会社	海況観測機器設置工事	2	随意契約	—
4	株式会社離合社	観測用消耗品買入	2	随意契約	—
5	株式会社小泉工務店	海況観測機器設置工事	2	随意契約	—
6	東京ビル整美株式会社	事務用消耗品買入	2	随意契約	—
7	株式会社イチエ	観測用消耗品買入	2	随意契約	—
8	内外地図株式会社	海図図式デジタル化作業	1	随意契約	—
9	株式会社膳栄社	潮汐表版下作成	1	随意契約	—
10	有限会社吉野計器製作所	観測用消耗品買入	1	随意契約	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報広告料	1	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	電応システム株式会社	人工衛星との距離測定装置修理・調整作業	22	2	99.7
2	エクセルテクノロジー株式会社	人工衛星との距離測定装置用消耗品買入	6	21	97.3
3	日本海洋株式会社	測深器修理	5	1	95.0
4	理研産業株式会社	観測用機器買入	5	5	76.3
5	株式会社東陽テクニカ	測深用ソフトウェア買入	4	2	93.1
6	株式会社吉川測器	距離測定器買入	2	3	76.9
7	株式会社エス・イー・エイ	流速計買入	2	2	59.6
8	株式会社シミズ	事務用消耗品買入	1	1	90.1
9	株式会社堀通信	観測用機器買入	1	1	90.0
10	株式会社井上企画	事務用消耗品買入	1	8	96.8

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	舞鶴文具株式会社	観測用消耗品買入	2	随意契約	—
2	株式会社ティ. エス. エス. ソフトウェア	観測用ソフトウェア買入	2	随意契約	—
3	東亜ディーケーケー株式会社	水質自動観測装置修理	2	随意契約	—
4	電応システム株式会社	人工衛星との距離測定装置用ソフトウェア買入	1	随意契約	—
5	株式会社離合社	験潮器修理	1	随意契約	—
6	有限会社吉野計器製作所	観測用機器買入	1	随意契約	—
7	株式会社オーニシ	観測用消耗品買入	1	随意契約	—
8	有限会社櫻島造船所	流速計修理	1	随意契約	—
9	有限会社リツコー潜研	流速計設置作業	1	随意契約	—
10	株式会社パスコ	情報図のデジタル化作業	1	随意契約	—

平成 24・ 25 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由
	委員等旅費	0	0	
	航海日当食卓料	50	50	
	国際水路機関等分担金	10	9	
	諸謝金	0	0	
	職員旅費	24	28	
	水路業務庁費	594	1,021	
	測地観測旅費	2	2	
	庁費	30	21	
	通信専用料	14	14	
	電子計算機借料	112	111	
	土地建物借料	3	3	
	被服費	3	3	
	非常勤職員手当	2	2	
計	845	1,264		

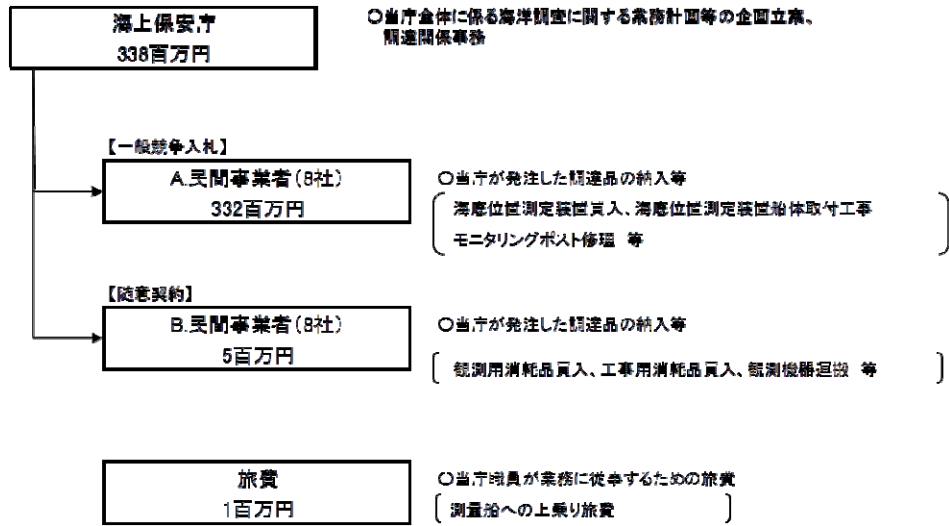
平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	海洋情報に関する経費(東日本大震災関連)		担当部局庁	海上保安庁海洋情報部		作成責任者	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23～		担当課室	企画課		課長 露木 伸宏	
<b>会計区分</b>	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	海上保安庁法第5条1項19～21号		関係する計画、通知等	—			
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	今後発生が予想される海溝型地震のメカニズムの解明に資するため、東日本大震災により被災した海底基準局の復旧を行うとともに、今後発生が懸念されている南海トラフの巨大地震に備え海底基準局の増設を図り、海底地殻変動観測体制を強化する。						
<b>実施方法</b>							
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算	—	—	388	0	
		繰越し等	—	—	—	0	
		計	—	—	388	0	—
	執行額	—	—	338			
	執行率(%)	—	—	87.2%			
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	海底地殻変動観測による調査結果は、そのみで国の防災対策としての成果が得られるものではなく、各種の施策が一体となって実施されることによって効果が得られるものであり、当該事業について成果目標を掲げることは不適當であり、定量的な成果目標は示せない		成果実績	—	—	—	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	海底地殻変動観測点数		活動実績(当初見込み)	観測点	14 ( 14 )	14 ( 14 )	22 ( 14 )
<b>単位当たりコスト</b>	16,209(千円/1観測点)		算出根拠	(23年度) 海底地殻変動観測に要した経費/観測点数			
<b>平成24・25年度予算内訳</b>	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	計	0	0				



事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	海底地殻変動観測は、地震に関する調査研究を一元的に推進する地震調査研究推進本部等において海上保安庁が実施する観測として位置づけられている。その観測結果は、地方における防災対策の基礎資料となることから国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。 不用額については、その理由を把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本事業にかかる契約案件全体のうち約99%は競争入札で、残る1%は法令の規定による随意契約を行っており、競争性が確保されている
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	海溝型地震のメカニズムを解明するためには、海底地殻変動観測により得られる情報は必須である。 海底地殻変動観測の成果は、速やかに地震調査研究推進本部等に提出することとしている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	海洋調査機器の特殊性から1者入札が見込まれる契約案件について、仕様の見直しや他の海洋調査機関における同様機器の入札参加者の調査を行うなど、応札可能業者の積極的な市場調査を行った。このため応札業者が拡大し、大幅なコスト削減が図られた。		
予算監視・効率化チームの所見			
廃止	海洋調査機器の復旧及び整備が、平成23年度で完了していることから廃止とする。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
廃止	海洋調査機器の復旧及び整備は、平成23年度で完了した。		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-0069

※平成23年度実績を記入



【随意契約】

契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について  
 記載する。費目と使途の双方  
 で実情が分かるように記載)

A.株式会社エス・イー・エイ			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	海底位置測定装置買入	189			
計		189	計		0
B.セナーアンドパース株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	観測用消耗品買入	1			
計		1	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社エス・イー・エイ	海底位置測定装置買入	189	2	63.6
2	株式会社東陽テクニカ	水深計測機器買入	77	2	75.2
3	サノヤス造船株式会社	海底位置測定装置船体取付工事	34	2	72.5
4	芙蓉海洋開発株式会社	モニタリングポスト修理	16	1	98.8
5	株式会社ハイドロシステム開発	流速計測装置買入	7	2	92.5
6	株式会社鶴見精機	海底位置測定装置買入	5	1	90.0
7	株式会社イーエムエス	水質調査機器買入	2	1	98.9
8	株式会社シマケン	水質調査機器買入	2	1	99.6
9					
10					

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	観測用消耗品買入	1	随意契約	—
2	測位衛星技術株式会社	観測用消耗品買入	1	随意契約	—
3	株式会社エヌゼットケイ	工事中消耗品買入	1	随意契約	—
4	有限会社日本コントロールズ・カンパニー	工事中消耗品買入	1	随意契約	—
5	キーテクノ株式会社	観測機器修理	1	随意契約	—
6	三友運輸株式会社	観測機器運搬	0	随意契約	—
7	メイワフォーシス株式会社	観測用消耗品買入	0	随意契約	—
8	株式会社マルミヤ	観測用消耗品買入	0	随意契約	—
9					
10					

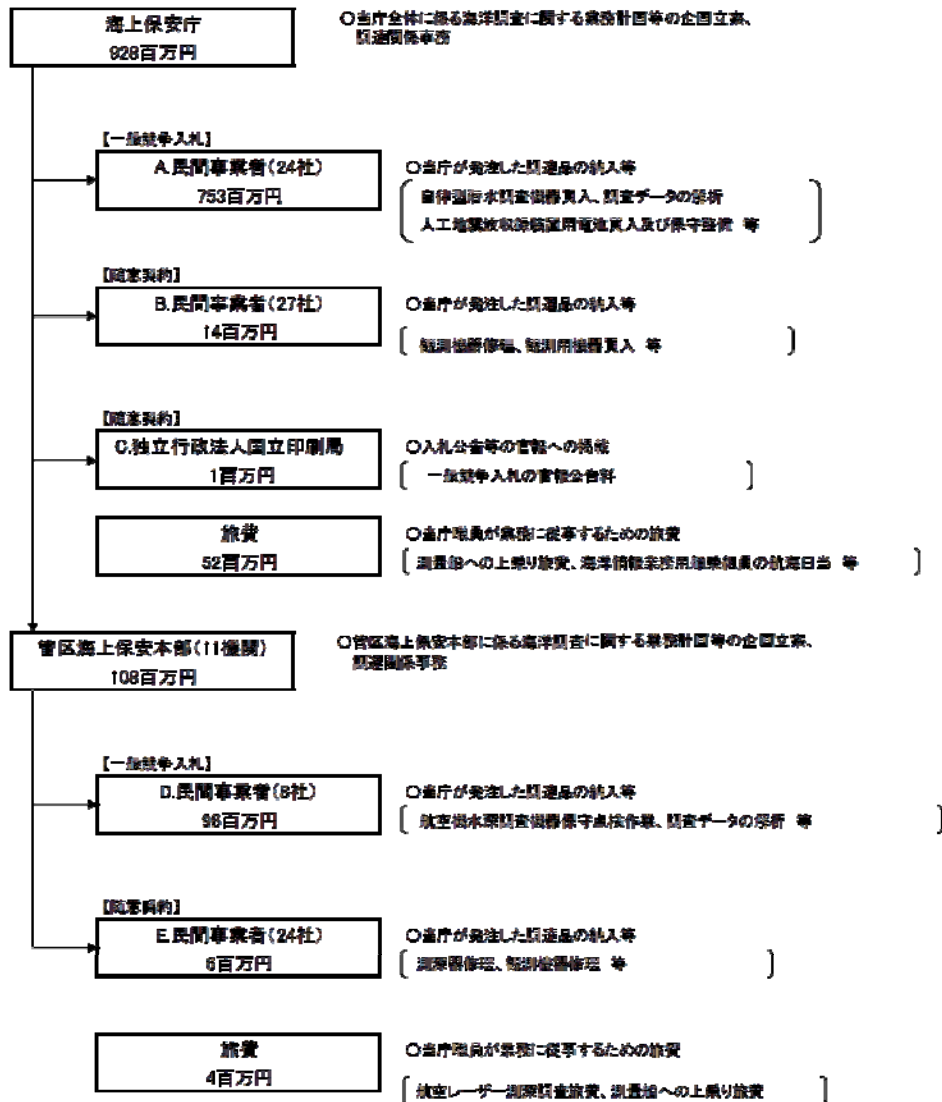
平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	海洋調査に関する経費	担当部局庁	海上保安庁海洋情報部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	S23~	担当課室	企画課	課長 露木 伸宏			
会計区分	一般会計	施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条1項19号	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	1,141	1,059	1,047	1,353	731
		補正予算	0	△ 7	1,486	0	
		繰越し等	0	△ 24	△ 1,462	1,486	
		計	1,141	1,027	1,071	2,839	731
	執行額	1,134	1,022	928			
執行率(%)	99.4%	99.5%	86.6%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	領海、排他的経済水域における海底地形等の情報は、管轄海域の確定、海洋開発・利用など様々な目的に利用される基盤的情報であるため、成果目標を掲げることは不適當であり、定量的な成果目標は示せない。	成果実績	達成度	%			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	海底地形、地殻構造、領海基線等の調査海域数	活動実績 (当初見込み)	海域	27	24 ( 29 )	18 ( 29 )	- ( 29 )
単位当たりコスト	51,563 (千円/1海域)	算出根拠	(23年度) 執行額/調査海域数				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	航海日当食卓料	37	36	海洋調査機器(AUV)の整備の完了による減			
	職員旅費	12	10				
	水路業務庁費	1,298	677				
	測地観測旅費	6	8				
計	1,353	731					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は我が国の海洋権益保全のための領海及び排他的経済水域における調査であり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。 不用が生じた場合、その理由を把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本事業にかかる契約案件全体のうち約98%は競争入札で、残る約2%は法令の規定による随意契約を行っており、競争性が確保されている
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	海洋権益保全のため最も適した手法として海底地形調査、地殻構造調査、領海基線調査を行っている。 また、調査については、一定期間内に成果を出すよう調査計画を策定し、着実に事業を進めているところである。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>海洋調査機器の特殊性から1者入札が見込まれる契約案件について、仕様の緩和、入札参加資格の拡大、他の海洋調査機関における同様機器の入札参加者の調査を行うなど、応札可能業者拡大に向け積極的な市場調査を行った。この結果、応札業者が拡大し、大幅なコスト削減に努めた。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>海洋調査機器の調達について、調達方式の見直し等による応札業者拡大により大幅なコスト削減が認められた。引き続き応札業者拡大に向けた取り組みを実施すべき。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	<p>新たな海洋調査機器による調査の解析外注費について、複数業者からの見積等によりコスト削減を図ることとした(8百万円)</p>		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	526	平成23年行政事業レビュー	503

※平成23年度実績を記入

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)



【随意契約】

契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合にはなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他法令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.深田サルベージ建設株式会社			E.株式会社東陽テクニカ		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	自律型潜水調査機器買入	226	役務費	測深器修理	2
計		226	計		2
B.セナーアンドバーズ株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	観測機器修理	2			
計		2	計		0
C.独立行政法人国立印刷局			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報広告料	1			
計		1	計		0
D.朝日航洋株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	航空機水深調査機器保守点検作業、調査データの解析	36			
計		36	計		0



支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	深田サルベージ建設株式会社	自律型潜水調査機器買入	226	3	72.2
2	株式会社地球科学総合研究所	調査データの解析	110	2	99.8
3	株式会社東京測振	人工地震波収録装置用電池買入及び保守整備	87	2	78.4
4	株式会社バスコ	調査データの解析	71	3	98.6
5	株式会社サービスエンジニアリング	海底地質調査機器整備	50	1	98.1
6	朝日航洋株式会社	データ解析ソフトウェア買入	46	2	99.2
7	株式会社エス・イー・エイ	海底位置測定装置買入	37	1	99.9
8	日本電気株式会社	海洋基盤情報管理装置借入・保守	35	3	67.8
9	株式会社鶴見精機	観測用消耗品買入	19	1	99.9
10	極東貿易株式会社	人工地震波収録装置消耗品買入	13	1	99.3

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーズ株式会社	観測機器修理	2	随意契約	—
2	株式会社東京測振	観測用機器買入	2	随意契約	—
3	朝日航洋株式会社	観測用消耗品買入	1	随意契約	—
4	株式会社マルミヤ	事務用消耗品買入	1	随意契約	—
5	有限会社吉野計器製作所	観測用機器買入	1	随意契約	—
6	株式会社東陽テクニカ	観測機器修理	1	随意契約	—
7	株式会社埼玉測機社	観測用消耗品買入	1	随意契約	—
8	極東貿易株式会社	観測機器修理	1	随意契約	—
9	メイワフォーシス株式会社	観測機器修理	1	随意契約	—
10	川崎地質株式会社	観測機器修理	1	随意契約	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報告料	1	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	朝日航洋株式会社	航空機水深調査機器保守点検作業、調査データの解析	36	1	97.2
2	芙蓉海洋開発株式会社	調査データの解析	17	9	93.0
3	オーシャンエンジニアリング株式会社	調査データの解析	16	11	93.5
4	国際航業株式会社	調査データの解析	10	7	99.4
5	川崎地質株式会社	調査データの解析	10	6	98.6
6	株式会社バスコ	調査データの解析	6	10	93.1
7	株式会社東陽テクニカ	測深器の保守点検作業	3	1	99.0
8	応用地質株式会社	海底調査機器の保守点検作業	2	1	99.6
9					
10					

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社東陽テクニカ	測深器修理	2	随意契約	—
2	セナーアンドバーンズ株式会社	観測機器修理	1	随意契約	—
3	株式会社離合社	観測機器修理	1	随意契約	—
4	有限会社 トップ商事	事務用消耗品買入	0	随意契約	—
5	株式会社オーニシ	観測用消耗品買入	0	随意契約	—
6	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式	観測機器修理	0	随意契約	—
7	日建電設株式会社	観測用消耗品買入	0	随意契約	—
8	株式会社しんぷく	観測用消耗品買入	0	随意契約	—
9	千本電機株式会社	観測機器部品買入	0	随意契約	—
10	日本造船鉄工株式会社	測深器換装作業	0	随意契約	—

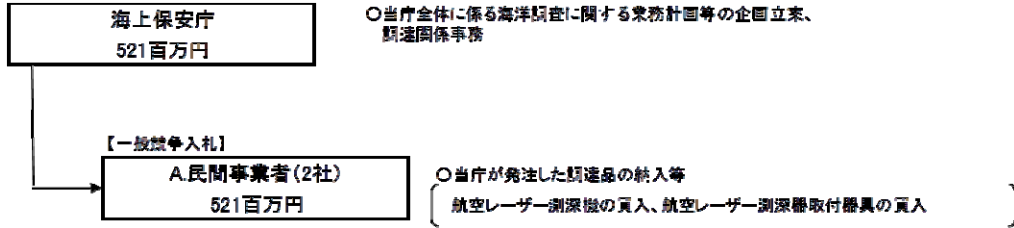
平成24年行政事業レビューシート

(国土交通省)

<b>事業名</b>		海洋調査に関する経費(東日本大震災関連)		担当部局庁	海上保安庁海洋情報部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		S23~		担当課室	企画課		課長 露木 伸宏		
会計区分		一般会計、東日本復興特別会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		海上保安庁法第5条1項19号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)		東日本大震災での地震・津波被害により、広範囲に海岸線や水深が変化した海域において、船舶の航行安全を確保するため、航空レーザー測深機により調査を実施する。							
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		予算の状況	当初予算	-	-	-	190	0	
			補正予算	-	-	538	0		
			繰越し等	-	-	-	0		
		計		-	-	538	190	0	
		執行額		-	-	521			
執行率(%)		-	-	96.8%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
		航空レーザー測量による調査は、それらのみで船舶の航行安全に資するものではなく、各種の施策が一体となって実施されることによって効果があるものであるため、当該事業について成果目標を掲げることは不適當であり、定量的な成果目標は示せない。		成果実績		-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
		東日本大震災により海岸線の形状や水深が大きく変化した北海道から関東にかけての太平洋沿岸域(約11,000km <sup>2</sup> )の測量を、平成26年度までに完了させる。		活動実績 (当初見込み)	海域 (km <sup>2</sup> )	-	-	754.3km <sup>2</sup>	-
単位当たりコスト		69,036(千円/100km <sup>2</sup> )		算出根拠	(23年度) 執行額/調査海域面積				
平成24・25年度予算内訳	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	水路業務庁費		190	-					
	計		190	-					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災により広範囲に海岸線や水深が大きく変化した海域を測量し海上交通の航行安全を確保することは、海上輸送に従事する船舶や、沿岸で操業する小型漁船のために必要不可欠であり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。 不用については、その理由を把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本事業にかかる契約案件は、全て般競争入札で行っており、競争性が確保されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	広範囲の調査対象海域を迅速に測量するためには、航空レーザー測量以外に手段はない。 船舶の通航量が多い国際拠点港湾等の周辺海域から測量を開始し、順次測量を進め、平成26年度までに測量を完了させることとしている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	24年度末に新たな航空レーザー測深機の配備により、現在使用している測深機と併用して2機体制による調査を実施することから、航空機の効率的な運用方法の見直しにより、経費の削減を図ることとしている。		
予算監視・効率化チームの所見			
廃止	海洋調査機器の整備が、平成24年度で完了することから廃止とする。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
廃止	上記所見のとおり、廃止とした。		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-0070

※平成23年度実績を記入



(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴収)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する)(単位:  
百万円)

A.OPTECH INCORPORATED			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	航空レーザー測深機買入	423			
計		423	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について  
 記載する。費目と使途の双方  
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	OPTECH INCORPORATED	航空レーザー測深機買入	423	1	97.9
2	双日株式会社	航空レーザー測深機取付器具買入	98	1	99.8
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					